

大規模地震対応訓練実施要領（案）

1 目的

大規模地震の発生を想定した訓練を行うことにより、議員及び事務局職員が、「大規模地震に関する申し合わせ」及び「大規模地震対応マニュアル」に従って迅速かつ的確に対応できるよう、その役割と取るべき行動を確認することを目的とする。

2 実施計画

安否確認・情報連絡訓練

(1) 日時

平成27年1月19日（月） 午前9時～午後2時30分

（上記時間帯の中で各議員が実施）

(2) 対象者

議員、事務局職員

(3) 訓練想定

大規模地震の発生により通常の電話回線がつながりにくいため、『災害用伝言ダイヤル「171」』を利用して、安否確認や事務局との情報連絡を行う。

(4) 実施手順

- ①「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って自己の安否を報告（録音）する。（今回の訓練では、「議員の〇〇です。無事で、〇〇にいます。」等と録音してください。）
- ②「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って事務局からのメッセージを確認（再生）する。

※ ①、②のどちらを先に行っても結構です。

【注意事項】

- ・訓練にあたっては、事前に「大規模地震対応マニュアル」4ページの「安否の報告方法」をご確認ください。①で登録する「議員の電話番号」、②で確認する「議会事務局の電話番号」が記載されています。
- ・①の録音の際には、暗証番号は設定しないでください。なお、②の事務局からのメッセージにも暗証番号は設定しません。
- ・訓練結果は、①の録音を事務局で再生することにより確認します。②については個別に確認しませんので、確認できなかった方は事務局へお知らせください。
- ・訓練には通常の通話料がかかりますので、ご了承ください。

(2) 安否の報告方法

議員は、「県内に震度5強以上」又は「選挙区内の市町に震度5弱」の地震が発生した場合は、次の順序の方法により、速やかに事務局に安否等を報告する。ただし、被害がある場合は、震度や選挙区にかかわらず報告する。

① FAX

- ・「安否報告書」(様式1)を記入し、**議会事務局 059-229-1931**へ送信する。
- ・事務局からも各議員に「安否報告書」を一斉送信するが、可能な限りこれを待つことなく報告する。

② 電話

- ・安否等を**議会事務局 059-224-2874**へ報告する。
- ・一般電話がかかりにくい場合は、公衆電話(災害時に優先的につながる)を利用する。
- ・正副議長は、災害用携帯電話を利用する。

③ メール

- ・パソコン又は携帯電話から安否等を**議会事務局 gikaig@pref.mie.jp**又は**議事課公用携帯 gizikal@docomo.ne.jp**へ送信する。

④ 災害用伝言ダイヤル(大規模災害発生時にNTTが開設)

【議員から報告する場合】

- ・「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって安否等を報告(録音)する。
- ・登録する電話番号は、**議員名簿記載の自宅又は事務所の電話番号**とする。

【事務局からの連絡事項を確認する場合】

- ・「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって内容を確認(再生)する。
- ・確認する電話番号は、**議会事務局 059-224-2869**とする。

※ 登録する電話番号は固定電話の番号に限られるが、録音、再生は携帯電話を含め、すべての電話から可能である。